

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念に掲げた使命である「最高の品質で社会に貢献」を具現化するため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと認識し、経営の質の向上と意思決定の透明化を図ることは絶対的に不可欠であると考え、その強化に継続的に取り組んでおります。その考え方下、「職務権限規程」によって定められた責任及び権限並びに「方針管理規程」に従って、公正かつ透明な意思決定及び経営方針の展開や伝達を行うことで、経営執行組織全体の行動を統治しております。なお、当社は、ガバナンス体制強化の一環として、内部統制のより一層の強化と執行の更なるスピードアップを共に実現していくため、2016年3月に指名委員会等設置会社へ移行しました。引き続き、経営と執行の効率と効果の両面での更なる進化を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社では、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項を含め、基本原則・原則・補充原則の各78原則すべてに対する当社の取り組み状況や取り組み方針について、コーポレートガバナンス・コードに関するレポート(日本語版・英語版)として、次の当社ホームページに最新及び過去のレポートを記載しております。

<https://www.bridgestone.co.jp/corporate/manage/governance/index.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人石橋財団	76,693,430	10.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	53,665,900	7.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	38,187,900	5.08
石橋 寛	22,000,000	2.93
日本生命保険相互会社	17,624,141	2.34
株式会社永坂産業	16,325,170	2.17
株式会社三井住友銀行	16,064,000	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	13,165,900	1.75
SMBC日興証券株式会社	12,988,500	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	12,061,900	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、福岡 既存市場
-------------	------------------------

決算期	12月
-----	-----

業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	8名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	8名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
デイヴィス・スコット (Scott Trevor Davis)	学者													
翁 百合	他の会社の出身者													
増田 健一	弁護士													
山本 謙三	他の会社の出身者													
照井 恵光	他の会社の出身者													
佐々 誠一	公認会計士													
柴 洋二郎	他の会社の出身者													
鈴木 洋子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

<p>デイヴィス・スコット (Scott Trevor Davis)</p>						<p>デイヴィス・スコット氏は社会学・国際経営学に関する高い学術知識や国内外におけるCSRに関する豊富な見識を有し、2011年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。更に指名委員長およびガバナンス委員長として審議の充実等に主導的な役割を果たすと共に、報酬委員として活発な審議に参画しております。これまでの経験・知見および職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております(「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです)。デイヴィス・スコット氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。</p>
<p>翁 百合</p>						<p>翁百合氏は金融システムおよび金融行政に関する豊富な研究経験を有しており、経済および金融情勢に関する高い見識を活かして、2014年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。2016年以降は、更に報酬委員長として審議の充実および権限の行使等に主導的な役割を果たすと共に、指名委員として活発な審議に参画しております。これまでの経験・知見および職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として適任であると判断しております。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております(「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです)。翁百合氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。</p>
<p>増田 健一</p>						<p>増田健一氏は国内外の法律事務所において弁護士としての豊富な実務経験、法科大学院教育で会社法を担当するなどの専門性を有し、2011年以降は当社社外監査役として当社グループの監査全般に携わってまいりました。2016年以降は、当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。更に指名委員、報酬委員として活発な審議に参画すると共に、コンプライアンス委員長として主導的な役割を果たしております。これまでの経験・知見および職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております(「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです)。増田健一氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。</p>
<p>山本 謙三</p>					<p>山本謙三氏は2018年6月まで株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所の取締役会長であり、2018年当社は同社に対し、環境に関する外部評価アンケート対応について分析等を依頼し、そのコンサルティング料として合計約4.6百万円の支払い実績がありますが、同氏はこれらの業務のいずれにも関与しておりません。</p>	<p>山本謙三氏は金融市場・金融システムに関する豊富な知識、企業経営およびリスク管理に関する高い見識を有し、2016年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献すると共に、監査委員長として主導的な役割を果たしております。これまでの経験・知見および職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として適任であると判断しております。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております(「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです)。山本謙三氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。</p>

照井 恵光					<p>照井恵光氏は一般財団法人化学物質評価研究機構の理事であります。2018年当社は同法人に対し、ゴム材料の分析等を依頼し、その業務委託料として合計約13.4百万円の支払い実績がありますが、同氏はこれらの業務のいずれにも関与していません。</p>	<p>照井恵光氏は産業技術分野に関する幅広い見識、経済産業省における産業政策などの豊富な行政経験を有し、2016年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献すると共に、監査委員として監査体制の強化を推進しております。これまでの経験・知見および職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております(「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです)。照井恵光氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。</p>
佐々 誠一						<p>佐々誠一氏は公認会計士として会計監査やコンサルティングの豊富な実務経験を有すると共に、大学・大学院教育にて会計や監査を担当、公認会計士試験委員を務めるなどの専門性を有しております。2016年以降は、当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献すると共に、監査委員として監査体制の強化を推進しております。これまでの経験・知見および職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております(「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです)。佐々誠一氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。</p>
柴 洋二郎						<p>柴洋二郎氏は金融業界やエンターテインメントビジネス業界での豊富な企業経営経験により、高い見識に基づく顧客視点からの価値創造・ビジネス構築への知見を有し、2018年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献すると共に、監査委員として監査体制の強化を推進しております。これまでの経験・知見および職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として適任であると判断しております。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております(「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです)。柴洋二郎氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。</p>
鈴木 洋子						<p>鈴木洋子氏は弁護士としての高い専門性を有すると共に、他会社・各種法人の社外監査役や監事としての豊富な経験と高い見識を有し、2018年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献すると共に、監査委員として監査体制の強化を推進しております。これまでの経験・知見および職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております(「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです)。鈴木洋子氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。</p>

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	0	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査委員会	6	1	1	5	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 8名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
津谷 正明	あり	あり	×	×	なし
江藤 彰洋	あり	あり	×	×	なし
石橋 秀一	あり	なし	×	×	なし
ゴードン・ナップ(Gordon Knapp)	なし	なし	×	×	なし
パオロ・フェラーリ(Paolo Ferrari)	なし	なし	×	×	なし
クリスティーン・カーボウィアック(Christine Karbowskiak)	なし	なし	×	×	なし
坂野 真人	なし	なし	×	×	なし
東 正浩	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助するために、監査担当専任の執行役員を配置し、その指揮下に独立性を担保した監査委員会の監査を補助する専任部署を設置しております。当該監査担当専任の執行役員の選任・交代については、監査委員会の同意を経て決定しております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 連携体制:

・監査委員会と会計監査人は、監査委員会による決定内容に従い、会合の開催(会計監査人監査報告書受領・報告、監査結果報告、子会社監査報告、監査計画報告等)による監査内容の詳細な報告、会計監査立会い等の連携体制を整備しております。

・監査委員会と内部監査部門は、監査方針・計画の作成段階から情報共有・意見交換を実施し、分担して監査を進めるとともに、会合の開催(内部監査部門による監査計画報告、監査結果報告、子会社監査報告等)による監査内容の詳細な共有・報告等の連携体制を整備しております。

2. 会計監査人の名称: 有限責任監査法人トーマツ

【独立役員関係】

独立役員の数 8名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

社外取締役独立性基準

株式会社ブリヂストン(以下「当社」という)は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役(その候補者も含む。以下同様)が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社(以下「当社グループ」と総称する)の出身者(注1)
2. 当社の大株主(注2)
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先(注3)
 - (2) 当社グループの主要な借入先(注4)
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者(注6)
7. 社外役員の相互就任関係(注7)となる他の会社の業務執行者
8. 近親者(注8)が上記1から7までのいずれか(4項及び5項を除き、重要な者(注9)に限る)に該当する者
9. 過去5年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1: 現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人(本基準において「業務執行者」と総称する)及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2: 大株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで5%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

注3: 主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。なお、当社グループのタイヤ販売先である自動車メーカー並びにタイヤ原材料仕入先である合成ゴムメーカー及びスチールコードメーカーは取引金額にかかわらず主要な取引先とみなす。

注4: 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5: 多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

(1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから收受している対価(役員報酬を除く)が、年間1千万円を超えるときを多額という。

(2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから收受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が收受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。

注6: 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。

当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。

注7: 社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。

注8: 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注9: 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

以上

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

(業績連動型報酬の導入)

当社は、以下の業績連動型報酬制度を導入しております。

1. 全社業績賞与

全社業績賞与は定量評価に基づき変動するタイプA及び定性評価に基づき変動するタイプBで構成しております。タイプAは、連結営業利益率を指標とし、支給率は0%から150%の範囲で変動します。タイプBは、全社業績や企業価値向上への貢献度を報酬委員会で議論・決定する定性的評価に基づき、支給率は80%から120%の範囲で変動します。

2. パフォーマンス・シェア・ユニット

・当社は、業績連動型株式報酬制度としてパフォーマンス・シェア・ユニット(以下、「PSU」という。)を導入しております。

業績に応じ交付する株式数が変動するPSUは、執行権限を有する当社役員の、中期的な業績目標の達成及び長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めると共に、在任中に直接株式が交付されることにより、株主の皆様との株価変動のメリットとリスクの共有を更に進めることに寄与するものと考えております。

・PSUは、執行権限を有する当社役員を対象とし、当社の連結ROE及び連結営業利益の目標達成率に応じて、支給率は0%から200%の範囲で変動します。当社のPSUは、対象役員がPSU交付により負担する所得税額等を考慮し、当社株式による支給割合及び金銭による支給割合をそれぞれ50%としております。なお、連結ROE及び連結営業利益の数値目標は、報酬委員会で審議・決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
(個別の執行役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2018年度における当社の取締役13名(内、社外取締役9名)及び執行役7名の報酬の総額は、以下の通りです。

(取締役)

イ. 月次報酬 228百万円(内、社外取締役130百万円)

(執行役)

イ. 月次報酬 229百万円

ロ. 賞与 207百万円

ハ. 業績連動型株式報酬 140百万円

連結報酬等の総額が1億円以上である取締役及び執行役につきましては、有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

イ. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

【報酬の原則】

1. 優秀人材の確保と啓発
2. 競争力のある水準
3. 事業戦略遂行の動機付け
4. 株主価値増大への動機付け

【報酬額の設定】

売上規模や海外売上比率、営業利益率の視点で選定した、グローバルに事業を展開する国内主要企業を比較対象企業とし、当該企業の報酬水準等を考慮の上、取締役、執行役それぞれの役割・責任に応じて、当社業績、事業規模等に見合った報酬額を設定しております。

【取締役の報酬等】

a. 執行を兼務する取締役の報酬等は、固定報酬と変動報酬等で構成しております。

・固定報酬:職務の遂行に対する基本報酬、取締役の役割・責任に応じた取締役加算及び執行役の役割・責任に応じた執行役加算で構成。

・変動報酬等:年度毎の全社業績の達成度に連動する全社業績賞与及び業績連動型株式報酬(PSU)で構成。

b. 執行を兼務しない取締役の報酬は、日々の業務執行を担当しない立場で執行全般を監督することにより、中長期的な会社業績や企業価値向上に貢献するという役割に鑑み、固定報酬である基本報酬及び取締役加算としております。

【執行役の報酬等】

執行役の報酬等は、固定報酬と変動報酬等で構成しております。

・固定報酬:職務の執行に対する基本報酬及び執行役の役割・責任に応じた執行役加算で構成。

・変動報酬等:年度毎の全社業績の達成度に連動する全社業績賞与、担当執行領域の業績達成度に連動する執行業績賞与、並びに業績連動型株式報酬(PSU)で構成。

【執行を兼務する取締役及び執行役の報酬構成比率】

固定報酬

月次報酬 (基本報酬、取締役加算、執行役加算) 30%~44%

変動報酬等

短期インセンティブ (全社業績賞与、執行業績賞与) 29%~38%

長期インセンティブ (業績連動型株式報酬) 26%~32%

取締役及び執行役が子会社の役員を兼任し、当該子会社より報酬等が支給されている場合は当該比率に該当しないことがあります。

ロ. 役員報酬等の決定方法

取締役及び執行役の報酬等については、社外取締役のみで構成する報酬委員会にて決定しております。報酬委員会は、当社取締役・執行役の報酬等決定方針を決定し、その方針に則って、報酬の考え方、制度、金額等報酬事項全般について審議を行い、職位別報酬額を決定しております。

なお、報酬委員会は、取締役及び執行役が子会社の役員を兼任している場合、当該子会社より支給される報酬等についても審議しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては取締役会の議案について事前に詳細な説明を実施するなど十分な情報提供を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
荒川 詔四	相談役	当社からの要請に応じて、経験及び知見に基づき助言	非常勤(報酬有)	2012/3/27	2019年5月末

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

当社は、2019年2月15日をもって相談役制度を廃止しました。同日以降、新規の相談役委嘱はありません。なお、現在の相談役1名は、2019年5月末の任期満了をもって委嘱終了となります。また、当社は、代表執行役退任者と競業禁止契約を締結し、その契約対象者をエクスターナル・アドバイザーと称していますが、社内での役割・地位は一切ございません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、2016年3月に指名委員会等設置会社へ移行し、経営と執行の分離を更に進め、取締役及び取締役会がより的確に業務執行を監督することができる体制を整備しております。2019年3月22日開催の株主総会においては、社外取締役8名(男性6名・女性2名)を含む取締役11名(男性9名・女性2名)を選任いたしました。その中から、定款及び取締役会規程に基づき選定された取締役会長が、取締役会議長及び株主総会議長の役割を担っております。

また、当社は、定款、取締役会規程及び職務権限規程において、取締役会として決議すべき経営の基本方針及び重要な業務執行等の決定に関する事項を定めており、これらについて、取締役会において慎重な審議の上、意思決定を行っております。

そして、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の適切かつ積極的な職務執行により、取締役会による執行役及び取締役の監督と合わせて、コーポレート・ガバナンスが機能する体制を整備・維持しております。指名委員会は、社外取締役3名を委員として構成し、公正かつ透明性のある取締役の選・解任の基準・方針等について審議を行っております。監査委員会は、社外取締役5名及び社内取締役1名の計6名を委員として構成し、執行役及び取締役の職務の執行に対する監査等を行っております。なお、監査委員会にて社内取締役1名を常勤の監査委員に選定しております。報酬委員会は、社外取締役3名を委員として構成し、取締役及び執行役の報酬等の内容について審議を行っております。

さらに、当社は、企業統治の透明性をより高めるため、取締役会の諮問機関として、ガバナンス委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。これらの取締役会諮問委員会においては、ガバナンス体制及び関連事項並びに今後のコンプライアンス活動全般を審議対象とし、取締役会に答申することとしております。これらの取締役会諮問委員会は、各々社外取締役8名全員を委員として構成し、オブザーバーとして社内取締役の監査委員が参加することとしております。

執行部門については、3名の代表執行役を含む執行役8名が、取締役会から委任を受けた業務の執行を決定しその実行責任を担うとともに、一体として経営の任に当たる体制を採っております。また、国内外のグループ会社及び社内カンパニーが構成するSBU(戦略的事業ユニット)においては、それぞれの事業体の責任者としてCEO、COOを置き互いにチェックし合う体制を基本としております。そして、これらの当社執行役及び主要事業体の責任者を構成メンバーとするGlobal Executive Committee(以下Global EXCO)を当社グループにおける最上位の経営執行会議体として、グローバルな視点から経営戦略や経営課題について議論、審議することにより、当社グループとしてのチェック&バランス機能の強化、意思決定プロセスでの透明性の向上を図っております。

また、執行部門の職務執行状況については、執行部門内における代表執行役への報告体制を整備するとともに、定期的にかつ遅滞なく取締役会へ報告しており、取締役会における審議の充実と、監督機能の実効性確保を図っております。

当社は、監査委員会と、経営監査室及び会計監査人が連携して監査を実施しております。

監査委員会における監査については、監査委員会が定めた監査方針の下、経営監査室等と連携の上、Global EXCO及び経営執行会議等の重要な会議への出席、業績状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧、事業所への往査等、執行役及び取締役の職務執行の監査を行っております。

また、代表執行役との意見交換会、国内主要グループ会社の監査役との連絡会を実施しております。また、監査委員会の職務を補助するために、監査担当専任の執行役員を配置し、その指揮下、監査委員会の監査を補助する専任部署を設置しております。当該監査担当専任の執行役員の選任・交代については、監査委員会の同意を経て決定しております。なお、監査委員佐々誠一は、公認会計士として会計監査やコンサルティングの豊富な実務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査委員吉見剛志は、当社の経理業務を長年担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査については、経営監査室及び各事業部門・主要グループ会社におかれた内部監査担当部署が、当社及びグループ会社に対し会計及び業務に関する内部監査を実施しております。この内、経営監査室は、年次監査計画を立案し、各機能・事業部門及び内外グループ会社への往査等の監査を実施しております。2019年3月22日時点での経営監査室人員は27名(兼任者を除く。)であります。

会計監査については、有限責任監査法人トーマツが、監査委員会と連携し、適正に監査を実施しております。なお、2018年12月期の会計監査業務を執行した公認会計士は、松本仁氏、會澤正志氏、土島真嗣氏の3名であります。また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士11名、日本公認会計士協会準会員2名、その他11名であります。

なお、監査委員会、経営監査室及び会計監査人のそれぞれの間で必要の都度情報交換、意見交換などを行い、連絡を密にすることで、監査の効率と有効性の更なる向上を目指してまいります。

当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく当社定款第26条第2項の定めにより、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業理念の下で、経営の最終目標である「真のグローバル企業」、「業界において全てに「断トツ」」に向けて経営改革を進める当社グループにとって、最適なガバナンス体制の構築は最優先課題の一つであり、経営の質の向上と意思決定の透明化を継続的に図ることは絶対的に不可欠であると考えております。このガバナンス体制強化の一環として、内部統制のより一層の強化と執行の更なるスピードアップを共に実現していくため、現在の体制としております。当社はこの体制の下、経営と執行の効率と効果の両面での進化を目指します。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社の2018年度第100期の定時株主総会についての招集通知は、2019年2月28日に発送しております。法定期日より1週間前の発送となっております。今後も早期発送出来るように努めてまいります。また、株主総会の招集に係る取締役会決議がなされたときは、招集通知に記載する情報を招集通知発送前に当社ホームページ等において電子的に事前公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は定時株主総会の開催にあたり、決算日程・招集手続き等の諸事情を勘案して開催日を決定しており、2018年度第100期の定時株主総会は2019年3月22日に開催いたしました。また、開かれた株主総会を目指して当社を正しく理解していただけるような運営に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、2003年度第85期の定時株主総会から、インターネットによる議決権行使ができるようにシステムを整備いたしました。また、2009年度第91期の定時株主総会から議決権電子行使プラットフォームに加入し、機関投資家向けの環境整備に努めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2009年度より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外の機関投資家向けに議決権行使促進サービス会社を通じ、英文の招集通知や決算短信などの会社情報を開示し、議決権行使の円滑化を図っております。
その他	当社ホームページへは招集通知の発送前開示、及び決算短信、有価証券報告書、その他の会社情報等を含めた掲載など、投資家の皆様に有用な情報を開示しております。また、招集通知の電子化等サービスの多様化に取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	詳細については、下記の当社ホームページをご参照ください。 https://www.bridgestone.co.jp/ir/management/disclosure/index.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、年度決算発表時には決算説明会、第1四半期、第3四半期決算発表時には電話会議による決算説明会を開催しております。説明の音声については、質疑応答を含め日英両言語にてホームページ上で公開しております。また、国内の機関投資家向けのIRミーティングを年に数回開催し、経営環境や販売・投資戦略等の説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米・欧・アジアの機関投資家を対象に、現地でIRミーティングを開催し、直近業績の状況と共に経営環境や販売・投資戦略等の説明を行っております。また、証券会社主催のカンファレンス等へも積極的に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家の皆様に当社への理解を深めていただけるよう、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、期報告書、アニュアルレポート、データブック、説明会資料、株主総会招集通知等のIR資料を当社ホームページ上に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務担当執行役員(CFO)をIR担当執行役員とし、資金部内にIR専任部署を設置し、IR活動を推進しております。	
その他	当社への理解を深めていただけるよう、WEBを用いた情報提供にも注力しております。また、当社のIR情報をメールでお知らせするサービスも行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社グループは、あらゆるステークホルダーの立場を尊重し、企業としての責任を果たすための体制づくりに取り組んでおります。その基盤として、創業者が社是として制定した「最高の品質で社会に貢献」という「使命」を果たすため、「誠実協調」「進取独創」「現物現場」「熟慮断行」という4つの「心構え」から構成される企業理念に、安全宣言、品質宣言、環境宣言を加えた企業理念体系と、グローバルCSR体系「Our Way to Serve」を基本軸とし、さらにこれを支えるグローバル方針類として、「グローバルサステナブル調達ポリシー」、「グローバル人権方針」、及び「行動規範」を制定し、グローバルで展開しております。</p> <p>当社グループは、グローバル企業として社会からの期待に応え、よりよい社会の実現に貢献していくために、Mobility(モビリティ)、People(一人ひとりの生活)、Environment(環境)を重点領域とし、ステークホルダーとの対話を続けながら、イノベーションと先進技術を通じて社会課題の解決に貢献してまいります。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は前述の経営改革の基本軸及びこれを支えるグローバル方針類を整備し、環境保全活動も含めたCSR活動の更なる展開、浸透、強化に取り組んでいます。また、経済的・環境的・社会的側面からグループ全体で整合の取れた経営を強化すべく、取締役会やGlobal EXCO等において当社のCSR活動を定期的にレビュー及び審議する仕組みを構築しております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社グループの活動状況については、各種報告書(有価証券報告書、期報告書、サステナビリティレポートなど)やホームページにてご報告しており、様々なステークホルダーとのコミュニケーションの充実を図っております。これらを通じて、社会に対する説明責任を果たすと共に、経営の透明性を高め、ステークホルダーの理解と信頼を得たいと考えております。</p>
その他	<p>多様性の尊重に関する取組みについて</p> <p>当社グループは、様々な価値観や個性を持つ人々が「働きやすく、活躍できる」職場環境を提供することを目的の一つとして、2018年4月に「ブリヂストングループ グローバル人権方針」(https://www.bridgestone.com/responsibilities/human_rights/index.html)を策定しました。この方針の下、当社は文化・習慣の違いを尊重し、様々なライフステージにおいて安心して仕事ができ、能力が発揮できるシステムを構築しています。具体的な施策の例としては、女性従業員の更なる活躍と管理職登用を推し進めるとともに、男女を問わず活用できる育児・介護との両立や配偶者の転勤等に伴う多様な働き方を支援する制度を導入しています。</p> <p>< 女性従業員の活躍推進策 ></p> <p>当社は、総合職女性従業員を対象にしたキャリアデザイン研修の実施や、女性従業員のネットワークづくりのための支援、女性従業員を部下に持つ管理職対象のキャリアサポート研修を実施しております。また、女性従業員の更なる活躍と管理職登用を促進するために、女性管理職登用促進プログラムを導入し、中期的な視点で女性管理職候補層の育成を行っております。当社では女性管理職人数の目標値を2020年に2013年度比4.2倍と設定して取り組みを推進しております。</p> <p>< 多様な働き方を支援する制度 ></p> <p>当社では、育児・介護支援制度、在宅勤務制度、育児・介護・配偶者の転勤等を理由に退職した従業員の再入社や、配偶者が海外転勤した際に休職できる制度を導入しております。また、東京都小平市の技術センター・東京ACタイヤ製造所、及び神奈川県横浜市の化工品技術センター・横浜工場に事業所内保育施設を設置し、当社では社外保育施設との提携を行っており、育児休職からの復職を支援しております。</p> <p>上記のような施策、制度をサポートするために、講演会、Eラーニングを含む各種の研修、社内イントラネット等を通じて従業員のダイバーシティへの理解を深める取り組みを行っています。これらの取り組みが評価され、2019年3月、当社は経済産業省と東京証券取引所が共同で女性の活躍推進に優れた企業を紹介する「なでしこ銘柄」に6年連続で選定されました。</p> <p>< 多様な価値観を支援する取り組み ></p> <p>当社は、2004年に特例子会社であるブリヂストンチャレンジド(株)を設立し、毎年多くの障害のある人が働くための環境を整備しています。また、性的マイノリティへの支援としては、任意団体work with PRIDEが策定したLGBTなどに関する企業等の取り組みのための評価指標である「PRIDE指標」において、2018年10月、最高ランクのゴールドを受賞しました。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会は、会社法第416条第1項第1号口及びホの定めにより求められる内部統制システムの整備について、2018年3月23日開催の取締役会において、次の通りその方針を決議しました。

1. 当社の内部統制システム整備に関する基本的な考え方

当社は、企業理念の「使命」として掲げる「最高の品質で社会に貢献」の下で、経営の最終目標である「真のグローバル企業」「業界において全てに『断トツ』」を目指す経営改革に引き続き取り組んでいく。

その一環として、監督と執行の分離、取締役会による執行の監督、及び執行による適切かつ効率的な業務執行の実現を基本的な考え方として維持し、今後更なる内部統制システムの整備を進めていく。

以上のような認識の下、当社取締役会は、本内部統制システム方針を定める。

当社取締役会は、本内部統制システム整備方針に基づき、「内部統制のより一層の充実」と「執行の更なるスピードアップ」を共に実現し、経営と執行の両面で「更に上」を目指すべく、本方針に従った内部統制システムを整備することを代表執行役に委任し、その遂行を監督する。

2. 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

(1) 監査委員会の職務を補助するために、監査担当の専任執行役員を選任し、その指揮下に監査委員会の補助専任部署を設置する。監査担当の専任執行役員の選任・交代について、監査委員会との事前協議及び同意を経た上で決定する。なお、監査委員会からの交代の要請があった場合も同様とする。

監査担当の専任執行役員の評価について、監査委員会による評価を踏まえて決定する。

(2) 監査委員会が定めた者に対し、監査委員会が定めた事項を、監査委員会へ定期的に又は遅滞なく報告させる。

監査委員会に報告した当社の取締役、執行役、執行役員及び従業員並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いが行われることを禁止する。

(3) 監査委員会の職務の執行について生じる費用等を全額支弁する。

(4) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査委員が当社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するための機会を確保する。

3. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な事項

(1) 執行役の職務の執行に係る情報を遅滞なく文書化し、適正に保存管理するとともに、重要な職務執行に関する情報については取締役会に遅滞なく報告する。

(2) 損失の危険の管理のため、リスク管理体制を整備する。

(3) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会から代表執行役への適切な権限委譲の下、方針の管理と執行内における適切な職務権限の再配分を行う。

(4) 執行役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス体制、報告体制、反社会的勢力排除に関する体制、及び金融商品取引法第24条の4の4「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」（いわゆるJ-SOX法）に基づくJ-SOX体制を整備する。

(5) 子会社における業務の適正を確保するため、グローバルでの方針の共有と適切な職務権限の再配分、子会社における業務執行状況の当社への報告体制の整備、及びグローバルでの監査を実施する。

子会社のリスク管理体制、コンプライアンス体制、反社会的勢力排除に関する体制、及びJ-SOX体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引関係も含めて一切の関係を遮断すること並びに反社会的勢力及び団体による不当要求を断固拒否することを基本方針としております。

(2) 整備状況

ア. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社グループでは、本社総務部を不当要求防止グループ統括部署とし、当社主要事業所やグループ会社に不当要求防止総括責任者及び不当要求防止責任者を設置しております。

イ. 外部の専門機関との連携状況

警察及び外部の専門機関と平素より連携を深めつつ、外部機関による教育・研修等に積極的に参加し、反社会的勢力への対応に関する指導を受けております。

ウ. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

不当要求防止グループ統括部署や不当要求防止責任者は警察や外部の専門機関等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を収集するとともに、有用な情報は社内にて活用しております。

エ. 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応を記載したマニュアルを作成し、不当要求防止責任者などの関係者に配布しています。

オ. 研修活動の実施状況

当社及びグループ会社の不当要求防止総括責任者などを対象に説明会を実施するなど、反社会的勢力に関する情報を共有しながら、反社会的勢力の不当要求による被害の未然防止に向けた活動を推進しています。

カ. 暴力団排除条項の導入状況

当社及びグループ会社は、当社及びグループ会社が締結する契約書等に暴力団排除条項及び契約締結後に当該取引先が反社会的勢力である又は反社会的勢力と関わりがあると判明した場合、契約を解除する規定を設けるとともに、既存の取引先に対しても、既存契約書へ当該条項の追記又は確認書の取得を推進しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

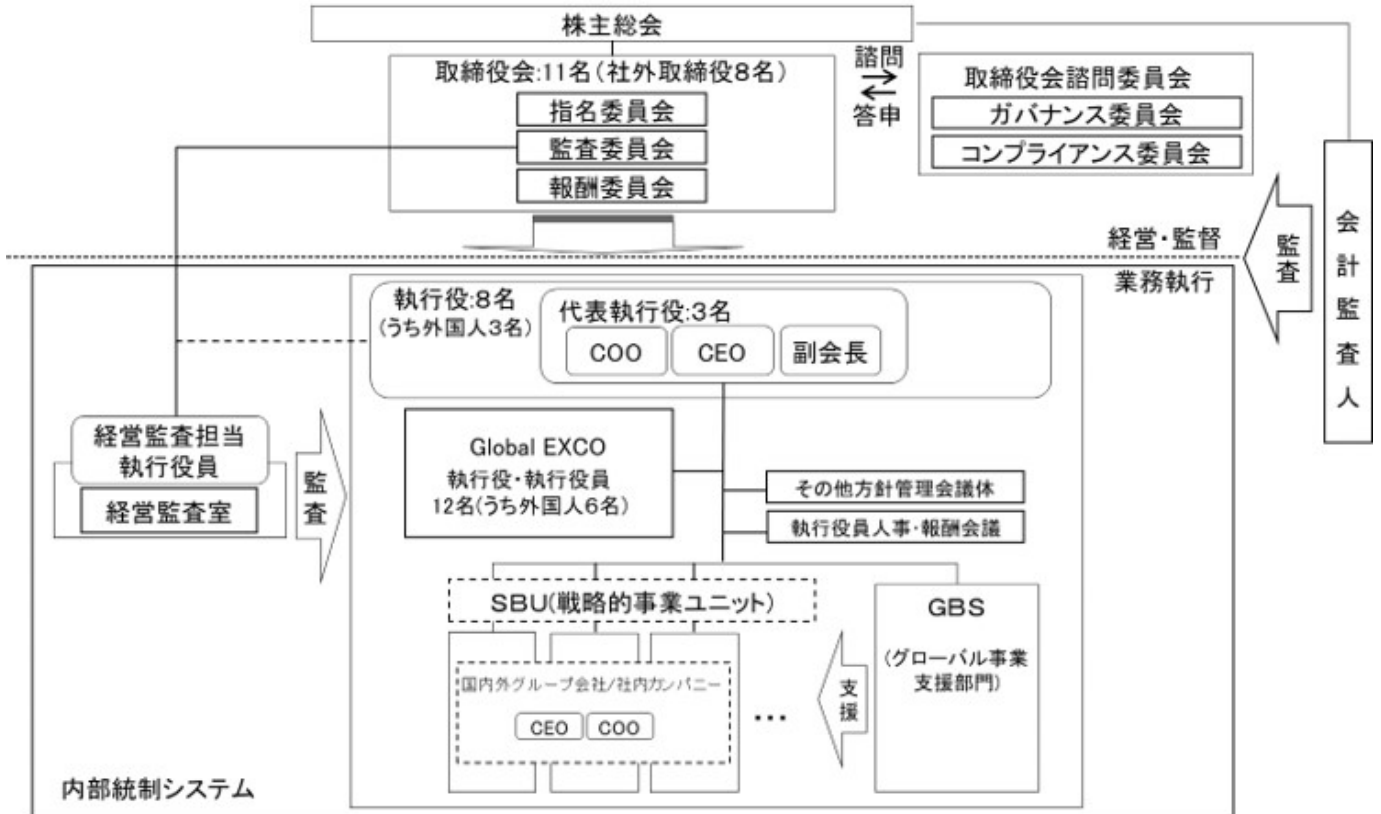
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特になし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示の概要】

1. 社内体制の状況

当社は、社内各部門に対する適時開示規則の周知徹底を図るとともに、特に重要な会社情報が集中すると思われる部署間での情報連絡体制を構築し、適時適切な情報開示に努めております。

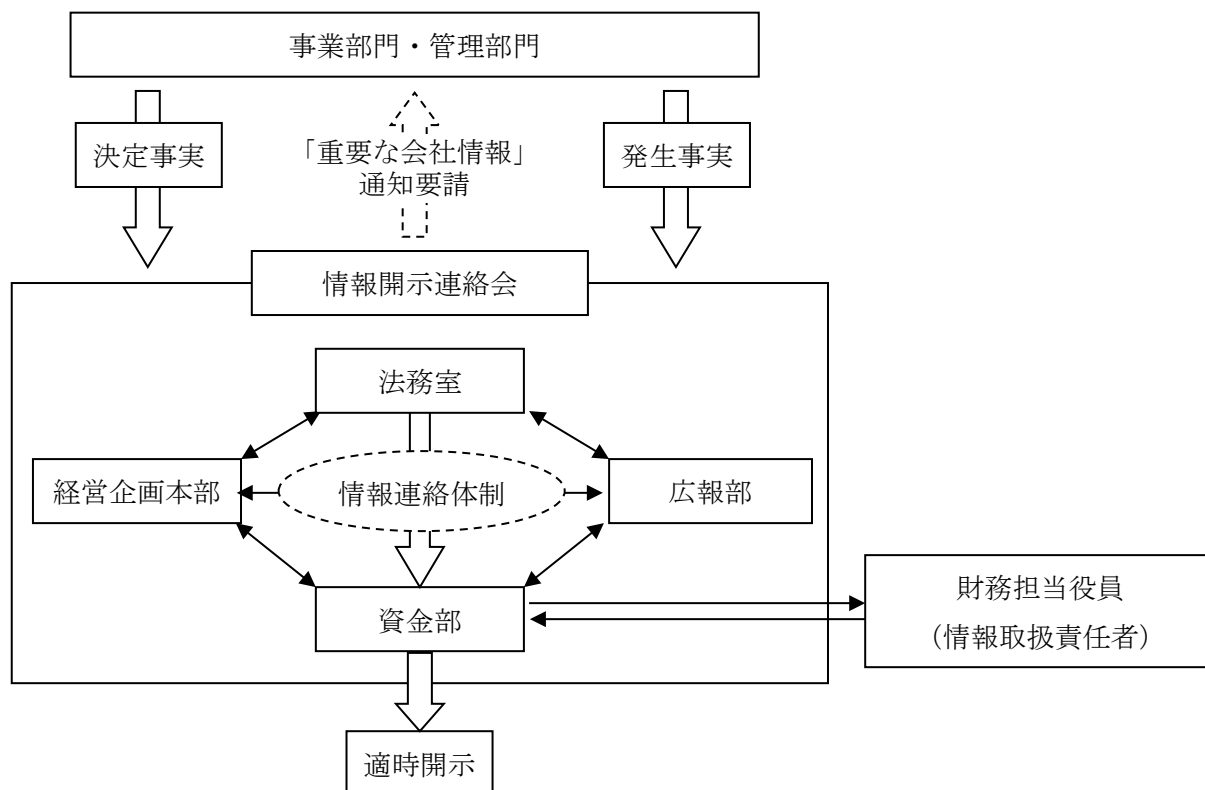
(1) 決定事実・発生事実

- ① 当社及び当社連結子会社の会社情報のうち、適時開示が必要な「重要な会社情報」に該当する可能性のあるものについては、社内各部門より法務室、資金部（適時開示実施責任部署）、経営企画本部（取締役会・Global EXCO・経営執行会議事務局）、広報部（メディア向け広報責任部署）に通知。
- ② 法務室は、通知された会社情報が適時開示が必要な「重要な会社情報」に該当するか否かを内容から判断の上、判断結果を資金部に連絡。
- ③ 資金部は、法務室から連絡のあった「重要な会社情報」に該当すると判断された会社情報について、財務担当役員（情報取扱責任者）の承認を得て適時開示を実施。
- ④ 法務室、資金部、経営企画本部、広報部は、業務遂行の過程で間接的に「重要事実」に該当する可能性があると思われる会社情報を入手した場合、速やかに相互への連絡を行うとともに、当該情報の主管部署に対して「重要な会社情報」の通知を徹底するよう要請。

(2) 決算情報

- ① 決算に関する情報については、取締役会にて確定次第、資金部が財務担当役員（情報取扱責任者）の承認を得て適時開示を実施。

【決定事実・発生事実の適時開示手続に係る業務フロー】



(注) 本概要における部署名は、2019年3月22日現在。